

地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(地方税法施行規則の一部改正)</p> <p>第一条 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条の九の二第一号中「第九条の八」を「<u>第九条の二十七</u>」に改める。</p> <p>第二条の二第二項中「その他の書類」の下に「又は電磁的記録印刷書面(所得税法施行令第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。第六項において同じ。)」を加え、同条第六項中「書類」の下に「又は電磁的記録印刷書面」を加える。</p> <p>第三条の四第二項第二号中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項」に、「第六十六条の四第十七項第三号」を「第六十六条の四第二十一項第三号」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。</p> <p>第三条の四の二第二項第四号中「第六十六条の四第十七項第三号」を「第六十六条の四第二十一項第三号」に改める。</p>	<p>(地方税法施行規則の一部改正)</p> <p>第一条 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条の二第二項中「その他の書類」の下に「又は電磁的記録印刷書面(所得税法施行令第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。第六項において同じ。)」を加え、同条第六項中「書類」の下に「又は電磁的記録印刷書面」を加える。</p> <p>第三条の四第二項第二号中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項」に、「第六十六条の四第十七項第三号」を「第六十六条の四第二十一項第三号」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。</p> <p>第三条の四の二第二項第四号中「第六十六条の四第十七項第三号」を「第六十六条の四第二十一項第三号」に改める。</p>

第三条の四の三第二項第一号中「第五十五条の四第一項」を「第五十三條第二十三項」に、「同項」を「第五十五条の四第一項」に改め、同項第二号中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に、「第六十八條の八十八第十八項第三号」を「第六十八條の八十八第二十二項第三号」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。

第四条の四中「地方法人特別税」の下に「(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)に規定する地方法人特別税をいう。以下同じ。)」を加える。

第五条の二第二項第二号中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。

第五条の四第二項第一号中「第七十二条の三十九の四第一項」を「第七十二条の十三第十一項」に、「同項」を「第七十二条の三十九の四第一項」に改め、同項第二号中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。

第三条の四の三第二項第一号中「第五十五条の四第一項」を「第五十三條第二十三項」に、「同項」を「第五十五条の四第一項」に改め、同項第二号中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に、「第六十八條の八十八第十八項第三号」を「第六十八條の八十八第二十二項第三号」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。

第四条の四中「地方法人特別税」の下に「(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)に規定する地方法人特別税をいう。以下同じ。)」を加える。

第五条の二第二項第二号中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。

第五条の四第二項第一号中「第七十二条の三十九の四第一項」を「第七十二条の十三第十一項」に、「同項」を「第七十二条の三十九の四第一項」に改め、同項第二号中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。

第八条の十四から第八条の二十七までを次のように改める。

第八条の十四から第八条の二十七まで 削除

第九条の八を第九条の二十七とし、第九条の七を削り、第九条の六を
第九条の二十六とし、第九条の五を第九条の二十五とし、第九条の四を
第九条の二十四とし、第九条の三の三を第九条の二十三とし、第九条の
三の二を第九条の二十二とし、第九条の三を第九条の二十一とし、第九
条の二の四を第九条の二十とし、第九条の二の三を第九条の十九とし、
第九条の二の二を第九条の十八とする。

第九条の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第
百五十二条第一項」を「第一百七十七条の十三第一項」に、「によつて」
を「により」に、「第十六号の九様式」を「第十六号の四十三様式」に
改め、同条を第九条の十七とする。

第九条（見出しを含む。）中「第五十一条の二」を「第一百七十七条
の十二」に改め、同条を第九条の十六とする。

第八条の六十の次に次の十五条を加える。

（法第四百五十五条第五号のエネルギー消費効率）

第九条 法第四百五十五条第五号に規定するエネルギーの使用の合理化等
に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項の規
定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準
となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、
次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー
消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年

第八条の十四から第八条の二十七までを次のように改める。

第八条の十四から第八条の二十七まで 削除

第九条の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第
百五十二条第一項」を「第一百七十七条の十三第一項」に、「によつて」
を「により」に、「第十六号の九様式」を「第十六号の四十三様式」に
改め、同条を第九条の十七とする。

第九条（見出しを含む。）中「第五十一条の二」を「第一百七十七条
の十二」に改め、同条を第九条の十六とする。

第八条の六十の次に次の十五条を加える。

（法第四百五十五条第五号のエネルギー消費効率）

第九条 法第四百五十五条第五号に規定するエネルギーの使用の合理化等
に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項の規
定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準
となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、
次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー
消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年

政令第二百六十七号)第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号)に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号)に定める基準エネルギー消費効率

(法第四百九条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等)

第九条の二 法第四百九条第一項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第五十八条に規定する自動車検査証(以下この条及び第九条の四において「自動車検査証」という。)に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの(可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。)とする。

2 法第四百九条第一項第二号に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区

政令第二百六十七号)第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号)に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号)に定める基準エネルギー消費効率

(法第四百九条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等)

第九条の二 法第四百九条第一項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第五十八条に規定する自動車検査証(以下この条及び第九条の四において「自動車検査証」という。)に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの(可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。)とする。

2 法第四百九条第一項第二号に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区

分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び第九条の四において同じ。）が三・五トン以下の自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条及び第九条の四において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。以下この条及び第九条の四において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 細目告示第四十一条第一項第九号の基準

3 法第百四十九条第一項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値、同表のホに掲げる自動車については同表のホに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条及び第九条の四において「特定基準」という。）に適合するものであること

分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び第九条の四において同じ。）が三・五トン以下の自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条及び第九条の四において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。以下この条及び第九条の四において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 細目告示第四十一条第一項第九号の基準

3 法第百四十九条第一項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値、同表のホに掲げる自動車については同表のホに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条及び第九条の四において「特定基準」という。）に適合するものであること

について国土交通大臣が認定していること。

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

4 法第四百九十九条第一項第三号に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

5 法第四百九十九条第一項第三号に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

6 法第四百九十九条第一項第三号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

7 法第四百九十九条第一項第四号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。第九項第二号において「実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上

について国土交通大臣が認定していること。

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

4 法第四百九十九条第一項第三号に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

5 法第四百九十九条第一項第三号に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

6 法第四百九十九条第一項第三号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

7 法第四百九十九条第一項第四号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。第九項第二号において「実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上

達成レベル（第九条の四第一項第二号及び第十項第二号において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

8 法第四百九条第一項第四号イ(1)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

9 法第四百九条第一項第四号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

達成レベル（第九条の四第一項第二号及び第十項第二号において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

8 法第四百九条第一項第四号イ(1)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

9 法第四百九条第一項第四号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

- 10 法第四百九条第一項第四号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。
- 一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。
 - 二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。
- 11 法第四百九条第一項第四号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。
- 一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。
 - 二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。
- 12 法第四百九条第一項第五号イに規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第七号の基準とする。
- 13 法第四百九条第一項第五号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは

- 10 法第四百九条第一項第四号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。
- 一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。
 - 二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。
- 11 法第四百九条第一項第四号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。
- 一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。
 - 二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。
- 12 法第四百九条第一項第五号イに規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第七号の基準とする。
- 13 法第四百九条第一項第五号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは

、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

14 法第四百九条第一項第五号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

15 法第四百九条第一項第五号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

16 法第四百九条第一項第五号ニ(1)に規定する平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一

、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

14 法第四百九条第一項第五号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

15 法第四百九条第一項第五号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

16 法第四百九条第一項第五号ニ(1)に規定する平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一

項第五号の基準とする。

17 法第百四十九条第一項第五号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

18 法第百四十九条第一項第五号ホ(1)に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号の基準とする。

19 法第百四十九条第一項第五号へに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車(当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。)とする。

20 法第百四十九条第二項に規定する平成三十二年燃費基準エネルギー消費効率及び平成二十七年燃費基準エネルギー消費効率を算定する方法と

項第五号の基準とする。

17 法第百四十九条第一項第五号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

18 法第百四十九条第一項第五号ホ(1)に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号の基準とする。

19 法第百四十九条第一項第五号へに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車(当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。)とする。

20 法第百四十九条第二項に規定する平成三十二年燃費基準エネルギー消費効率及び平成二十七年燃費基準エネルギー消費効率を算定する方法と

して総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号。次項において「エネルギー消費効率算定告示」という。）第一条第二号に掲げる方法とする。

21 法第四百四十九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。

22 法第四百四十九条第二項において準用する同条第一項（第四号イ及びロに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第七項及び第九項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

して総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号。次項において「エネルギー消費効率算定告示」という。）第一条第二号に掲げる方法とする。

21 法第四百四十九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。

22 法第四百四十九条第二項において準用する同条第一項（第四号イ及びロに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第七項及び第九項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七項第二号	
第四条の二に規定する	第三条に規定する十・
平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（第九条の四第一項第二号及び第十項第二号において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百	十五モード燃費値（第九項第二号において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成三十二年燃費基準エネルギー消費効率（第九項第二号において「平成三十二年燃費基準エネルギー消費効率」という。）

	<p>第九項第二号</p> <p>当該自動車が平成三十二年 度燃費基準十パーセント 向上達成車</p>	<p>（）に百分の百六十五を 乗じて得た数値以上で あること並びに</p> <p>自動車のエネルギー消 費効率の算定等に関す る省令に規定する国土 交通大臣が告示で定め る方法第一条第二号に 掲げる方法（第九項第 二号において「JCO 八モード法」という。 ）により当該自動車の エネルギー消費効率が 算定されていないこと 及び当該自動車は平成 二十二年燃費基準六 十五パーセント向上達 成車</p>
	<p>第九項第二号</p> <p>実施要領第四条に規定 する平成二十七年燃 費基準達成・向上達成 レベル（以下この条及 び第九条の四において</p>	<p>十・十五モード燃費値 が平成二十二年燃費 基準エネルギー消費効率に 百分の百五十を乗じて 得た数値以上であるこ</p>

(法第百五十六条の自動車の取得のために通常要する価額)

第九条の三 法第百五十六条に規定する自動車の取得のために通常要する価額として総務省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 初めて道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録を受けるべき自動車 当該自動車を通常の取引の条件に従つて自動車等の販売業者から取得するとした場合における当該自動車の販売価額に相当する金額

- 二 前号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車が初めて前号に規定する新規登録(以下この号において「初回新規登録」という。)を受けたときにおける前号に定める金額に、初回新規登録を受けた日の属する年の一月一日から起算した期間に応じて総務大臣が定め

(法第百五十六条の自動車の取得のために通常要する価額)

第九条の三 法第百五十六条に規定する自動車の取得のために通常要する価額として総務省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 初めて道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録を受けるべき自動車 当該自動車を通常の取引の条件に従つて自動車等の販売業者から取得するとした場合における当該自動車の販売価額に相当する金額

- 二 前号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車が初めて前号に規定する新規登録(以下この号において「初回新規登録」という。)を受けたときにおける前号に定める金額に、初回新規登録を受けた日の属する年の一月一日から起算した期間に応じて総務大臣が定め

<p>「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。)が百二十以上であること及び</p>	<p>と並びに</p>
<p>当該自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車</p>	<p>JCO八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年燃費基準五十パーセント向上達成車</p>

る割合を乗じて得た額

(法第百五十七條第一項第一号イの乗用車等)

第九條の四 法第百五十七條第一項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準達成車であることが記載されていること。

2 法第百五十七條第一項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

3 法第百五十七條第一項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トン以下であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

る割合を乗じて得た額

(法第百五十七條第一項第一号イの乗用車等)

第九條の四 法第百五十七條第一項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準達成車であることが記載されていること。

2 法第百五十七條第一項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

3 法第百五十七條第一項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トン以下であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

を越え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。
- 二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

- 4 法第五十七條第一項第一号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。
- 二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

- 5 法第五十七條第一項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項

を越え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。
- 二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

- 4 法第五十七條第一項第一号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。
- 二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

- 5 法第五十七條第一項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項

第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

6 法第五十七条第一項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

7 法第五十七条第一項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

8 法第五十七条第一項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第

第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

6 法第五十七条第一項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

7 法第五十七条第一項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

8 法第五十七条第一項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第

百六十四項第一号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

9 法第五十七条第一項第二号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

10 法第五十七条第二項第一号イに規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年

百六十四項第一号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

9 法第五十七条第一項第二号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

10 法第五十七条第二項第一号イに規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年

燃費基準達成レベルが百未満（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百十五未満）であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

11 法第五十七條第二項第一号に規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一條第一項第三号の表のハに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

12 法第五十七條第二項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一條第一項第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されているこ

燃費基準達成レベルが百未満（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百十五未満）であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

11 法第五十七條第二項第一号に規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一條第一項第三号の表のハに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

12 法第五十七條第二項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一條第一項第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されているこ

と。

13 法第百五十七条第二項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

14 法第百五十七条第二項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

15 法第百五十七条第二項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

16 法第百五十七条第二項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トン

と。

13 法第百五十七条第二項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

14 法第百五十七条第二項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

15 法第百五十七条第二項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

16 法第百五十七条第二項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トン

を超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

17 法第五十七條第二項第二号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

18 法第五十七條第四項において準用する同条第一項（第一号イ及びロに係る部分に限る。）又は第二項（第一号イに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項、第二項及び第十項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

を超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

17 法第五十七條第二項第二号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

18 法第五十七條第四項において準用する同条第一項（第一号イ及びロに係る部分に限る。）又は第二項（第一号イに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項、第二項及び第十項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号

平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及	自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第三条に規定す
-------------------------------	--------------------------------

<p style="text-align: right;">び</p>	<p>当該自動車は平成三十二年 燃費基準達成車</p>
<p>る十・十五モード燃費 値（次項第二号及び第 十項第二号において「 十・十五モード燃費値 」という。）が同条第 一号に規定する平成二 十二年度基準エネルギー 消費効率（次項第二 号及び第十項第二号に おいて「平成二十二 年度基準エネルギー消費 効率」という。）に百 分の百五十を乗じて得 た数値以上であること 並びに</p>	<p>自動車のエネルギー消 費効率の算定等に関す る省令に規定する国土 交通大臣が告示で定め る方法第一条第二号に 掲げる方法（次項第二 号及び第十項第二号に おいて「JCO八モー</p>

第十項第二号		第二項第二号	
<p>平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年燃</p>	<p>当該自動車は平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車</p>	<p>平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び</p>	<p>「ド法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていなかったこと及び当該自動車が平成二十二年燃費基準四十四パーセント向上達成車</p>
<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に</p>	<p>JCO八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていなかったこと及び当該自動車が平成二十二年燃費基準四十四パーセント向上達成車</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて得た数値以上であること並びに</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年燃費基準五十パーセント向上達成車</p>

(環境性能割に係る申告書等の様式)

第九条の五 法第六十条第一項の規定により提出すべき申告書又は同条第二項の規定により提出すべき報告書の様式は、第十六号の四十三様式によるものとする。

(環境性能割の修正申告書の記載事項)

第九条の六 法第六十一条第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 納税義務者の氏名又は名称及び住所

(環境性能割に係る申告書等の様式)

第九条の五 法第六十条第一項の規定により提出すべき申告書又は同条第二項の規定により提出すべき報告書の様式は、第十六号の四十三様式によるものとする。

(環境性能割の修正申告書の記載事項)

第九条の六 法第六十一条第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 納税義務者の氏名又は名称及び住所

<p>費基準達成レベルが百未満(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満)であること及び</p>	<p>百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
<p>当該自動車は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車</p>	<p>JCOモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていなく及び当該自動車が平成二十二年燃費基準三十八パーセント向上達成車</p>

- 二 自動車を譲渡した者の氏名又は名称及び住所
 - 三 自動車の取得がされた年月日
 - 四 自動車の取得の原因
 - 五 自動車の種別、用途、車名及び型式
 - 六 自動車の定置場
 - 七 既に納付の確定した環境性能割額
 - 八 環境性能割の課税標準額及び環境性能割額
 - 九 前号の環境性能割額に相当する金額から第七号の環境性能割額に相当する金額を控除した金額
 - 十 前各号に掲げるもののほか道府県の条例で定める事項
(自動車の性能が良好でないことに類する理由)
- 第九条の七 法第六十五条第一項に規定する総務省令で定める理由は、自動車の車体の塗色等が当該自動車の取得に係る契約の内容と異なることとする。
- (法第七十七條の六第一項の総務省令で定める市町村道)
- 第九条の八 法第七十七條の六第一項に規定する総務省令で定める市町村道は、渡船施設、路面幅員が二・五メートル未満である市町村道(橋梁を除く。)及び道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の規定により料金を徴収する市町村道とする。
- (法第七十七條の六第二項の総務省令で定める道路)
- 第九条の九 法第七十七條の六第二項に規定する総務省令で定める道路は、渡船施設、路面幅員が二・五メートル未満である道路(橋梁を除く。)及び道路整備特別措置法の規定により料金を徴収する道路と

- 二 自動車を譲渡した者の氏名又は名称及び住所
 - 三 自動車の取得がされた年月日
 - 四 自動車の取得の原因
 - 五 自動車の種別、用途、車名及び型式
 - 六 自動車の定置場
 - 七 既に納付の確定した環境性能割額
 - 八 環境性能割の課税標準額及び環境性能割額
 - 九 前号の環境性能割額に相当する金額から第七号の環境性能割額に相当する金額を控除した金額
 - 十 前各号に掲げるもののほか道府県の条例で定める事項
(自動車の性能が良好でないことに類する理由)
- 第九条の七 法第六十五条第一項に規定する総務省令で定める理由は、自動車の車体の塗色等が当該自動車の取得に係る契約の内容と異なることとする。
- (法第七十七條の六第一項の総務省令で定める市町村道)
- 第九条の八 法第七十七條の六第一項に規定する総務省令で定める市町村道は、渡船施設、路面幅員が二・五メートル未満である市町村道(橋梁を除く。)及び道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の規定により料金を徴収する市町村道とする。
- (法第七十七條の六第二項の総務省令で定める道路)
- 第九条の九 法第七十七條の六第二項に規定する総務省令で定める道路は、渡船施設、路面幅員が二・五メートル未満である道路(橋梁を除く。)及び道路整備特別措置法の規定により料金を徴収する道路と

する。

(道路の延長及び面積の算定)

第九条の十 法第七十七條の六第三項本文に規定する道路の延長及び面積は、道路の延長にあつては道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十八條に規定する道路台帳に記載されている道路（同法第九条の路線の認定の公示、同法第十八條第一項の道路の区域の決定の公示及び同條第二項の供用開始の公示が行われたものをいう。）の延長（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四條の開發道路にあつては、その延長に〇・五を乗じた延長）とし、道路の面積にあつては当該道路の延長に当該道路の路面幅員を乗じて算定するものとする。この場合において、その算定をした数に一メートル又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

2 前項の算定は、毎年度、前年の四月一日現在に行うものとする。ただし、前年の四月二日からその年の四月一日までの間において、市町村の廢置分合、大規模な境界変更又は法第七十七條の六第二項の指定市（第九条の十二第二項及び第九条の十五第四項において「指定市」という。）の指定等により道路を管理する都道府県又は市町村に変更があつたときは、都道府県知事が必要と認める場合に限り前項及びこの項本文の規定による算定は、その年の四月一日現在における道路の管理者の区分により行うことができる。

(市町村道の延長及び面積の補正)

第九条の十一 前條の規定により算定した市町村道の延長及び面積は、次項から第六項まで及び第九条の十三に規定する方法により、補正す

する。

(道路の延長及び面積の算定)

第九条の十 法第七十七條の六第三項本文に規定する道路の延長及び面積は、道路の延長にあつては道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十八條に規定する道路台帳に記載されている道路（同法第九条の路線の認定の公示、同法第十八條第一項の道路の区域の決定の公示及び同條第二項の供用開始の公示が行われたものをいう。）の延長（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四條の開發道路にあつては、その延長に〇・五を乗じた延長）とし、道路の面積にあつては当該道路の延長に当該道路の路面幅員を乗じて算定するものとする。この場合において、その算定をした数に一メートル又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

2 前項の算定は、毎年度、前年の四月一日現在に行うものとする。ただし、前年の四月二日からその年の四月一日までの間において、市町村の廢置分合、大規模な境界変更又は法第七十七條の六第二項の指定市（第九条の十二第二項及び第九条の十五第四項において「指定市」という。）の指定等により道路を管理する都道府県又は市町村に変更があつたときは、都道府県知事が必要と認める場合に限り前項及びこの項本文の規定による算定は、その年の四月一日現在における道路の管理者の区分により行うことができる。

(市町村道の延長及び面積の補正)

第九条の十一 前條の規定により算定した市町村道の延長及び面積は、次項から第六項まで及び第九条の十三に規定する方法により、補正す

るものとする。

2 市町村道の延長は、次の表の上欄に掲げる市町村道の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

略

3 前項の規定により補正された市町村道の延長は、更に、当該市町村（特別区を含む。以下この項、第六項及び第九条の十五において同じ。）に係る市町村道の延長（前条の規定により算定した市町村道の延長をいう。）を千メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除して得た数による次の表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

略

るものとする。

2 市町村道の延長は、次の表の上欄に掲げる市町村道の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村道の種別		率
路面幅員四・五メートル以上の市町村道（橋梁を除く。以下この表において同じ。）		〇・九
路面幅員四・五メートル未満の市町村道		一・〇
木橋		四二・〇
橋梁（木橋を除く。）		一・〇

3 前項の規定により補正された市町村道の延長は、更に、当該市町村（特別区を含む。以下この項、第六項及び第九条の十五において同じ。）に係る市町村道の延長（前条の規定により算定した市町村道の延長をいう。）を千メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除して得た数による次の表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村の区分		率
五〇人以下のもの		一・〇
五〇人を超え一〇〇人以下のもの		一・三
一〇〇人を超え一五〇人以下のもの		一・五
一五〇人を超え二〇〇人以下のもの		一・七
二〇〇人を超え二五〇人以下のもの		二・〇
二五〇人を超え三〇〇人以下のもの		二・二
三〇〇人を超え三五〇人以下のもの		二・四

- 4 第二項の表において「木橋」とは、前年の四月一日現在において道
路法第二十八条に規定する道路台帳に記載されている木橋をいう。
- 5 市町村道の面積は、次の表の上欄に掲げる市町村道の種別に応じ、

- 4 第二項の表において「木橋」とは、前年の四月一日現在において道
路法第二十八条に規定する道路台帳に記載されている木橋をいう。
- 5 市町村道の面積は、次の表の上欄に掲げる市町村道の種別に応じ、

一、三〇〇人を超えるもの	七・〇
一、二五〇人を超え一、三〇〇人以下のもの	六・八
一、二〇〇人を超え一、二五〇人以下のもの	六・六
一、一五〇人を超え一、二〇〇人以下のもの	六・三
一、一〇〇人を超え一、一五〇人以下のもの	六・一
一、〇五〇人を超え一、一〇〇人以下のもの	五・九
一、〇〇〇人を超え一、〇五〇人以下のもの	五・六
九五〇人を超え一、〇〇〇人以下のもの	五・四
九〇〇人を超え九五〇人以下のもの	五・二
八五〇人を超え九〇〇人以下のもの	五・〇
八〇〇人を超え八五〇人以下のもの	四・七
七五〇人を超え八〇〇人以下のもの	四・五
七〇〇人を超え七五〇人以下のもの	四・三
六五〇人を超え七〇〇人以下のもの	四・〇
六〇〇人を超え六五〇人以下のもの	三・八
五五〇人を超え六〇〇人以下のもの	三・六
五〇〇人を超え五五〇人以下のもの	三・三
四五〇人を超え五〇〇人以下のもの	三・一
四〇〇人を超え四五〇人以下のもの	二・九
三五〇人を超え四〇〇人以下のもの	二・七

それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

略

6 前項の規定により補正された市町村道の面積は、更に、当該市町村に係る市町村道の面積（前条の規定により算定した市町村道の面積をいう。）を千平方メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除して得た数による次の表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

略

それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村道の種別	率
路面幅員六・五メートル以上の市町村道（橋梁を除く。以下この表において同じ。）	一・一
路面幅員四・五メートル以上六・五メートル未満の市町村道	一・〇
路面幅員四・五メートル未満の市町村道	〇・七
橋梁	一〇・八

6 前項の規定により補正された市町村道の面積は、更に、当該市町村に係る市町村道の面積（前条の規定により算定した市町村道の面積をいう。）を千平方メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除して得た数による次の表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村の区分	率
一〇人以下のもの	一・〇
一〇人を超え二〇人以下のもの	一・二
二〇人を超え三〇人以下のもの	一・四
三〇人を超え四〇人以下のもの	一・六
四〇人を超え五〇人以下のもの	一・八
五〇人を超え六〇人以下のもの	二・〇
六〇人を超え七〇人以下のもの	二・一
七〇人を超え八〇人以下のもの	二・三
八〇人を超え九〇人以下のもの	二・五

(一般国道等の延長及び面積の補正)

第九条の十二 第九条の十の規定により算定した一般国道等（法第七十七條の六第二項に規定する一般国道等をいう。以下この条及び次条第四項において同じ。）の延長及び面積は、次項から第五項まで及び次条に規定する方法により補正するものとする。

2 一般国道等の延長は、法第七十七條の六第二項の指定道府県（以下この条及び第九条の十五第四項において「指定道府県」という。）に係る一般国道等の延長（第九条の十の規定により算定した一般国道等の延長をいう。以下この項において同じ。）を千メートルで除して得た数値又は指定市に係る一般国道等の延長を千メートルで除して得た数値で当該指定道府県の人口（当該指定市の人口を除く。第四項に

(一般国道等の延長及び面積の補正)

第九条の十二 第九条の十の規定により算定した一般国道等（法第七十七條の六第二項に規定する一般国道等をいう。以下この条及び次条第四項において同じ。）の延長及び面積は、次項から第五項まで及び次条に規定する方法により補正するものとする。

2 一般国道等の延長は、法第七十七條の六第二項の指定道府県（以下この条及び第九条の十五第四項において「指定道府県」という。）に係る一般国道等の延長（第九条の十の規定により算定した一般国道等の延長をいう。以下この項において同じ。）を千メートルで除して得た数値又は指定市に係る一般国道等の延長を千メートルで除して得た数値で当該指定道府県の人口（当該指定市の人口を除く。第四項に

九〇人を超え一〇〇人以下のもの	二・七
一〇〇人を超え一一〇人以下のもの	二・九
一一〇人を超え一二〇人以下のもの	三・一
一二〇人を超え一三〇人以下のもの	三・二
一三〇人を超え一四〇人以下のもの	三・四
一四〇人を超え一五〇人以下のもの	三・六
一五〇人を超え一六〇人以下のもの	三・八
一六〇人を超え一七〇人以下のもの	四・〇
一七〇人を超え一八〇人以下のもの	四・一
一八〇人を超え一九〇人以下のもの	四・三
一九〇人を超え二〇〇人以下のもの	四・五
二〇〇人を超えるもの	四・七

において同じ。)又は当該指定市の人口を除して得た数による次の表の上欄に掲げる指定道府県又は指定市の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

略

3 一般国道等の面積は、次の表の上欄に掲げる一般国道等の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

略

において同じ。)又は当該指定市の人口を除して得た数による次の表の上欄に掲げる指定道府県又は指定市の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

指定道府県又は指定市の区分		率
一、〇〇〇人以下のもの		一・〇
一、〇〇〇人を超え二、〇〇〇人以下のもの		一・五
二、〇〇〇人を超え三、〇〇〇人以下のもの		一・九
三、〇〇〇人を超え四、〇〇〇人以下のもの		二・三
四、〇〇〇人を超え五、〇〇〇人以下のもの		二・七
五、〇〇〇人を超え六、〇〇〇人以下のもの		三・一
六、〇〇〇人を超え七、〇〇〇人以下のもの		三・六
七、〇〇〇人を超え八、〇〇〇人以下のもの		四・〇
八、〇〇〇人を超え九、〇〇〇人以下のもの		四・四
九、〇〇〇人を超え一〇、〇〇〇人以下のもの		四・八
一〇、〇〇〇人を超え一一、〇〇〇人以下のもの		五・二
一一、〇〇〇人を超え一二、〇〇〇人以下のもの		五・七
一二、〇〇〇人を超え一三、〇〇〇人以下のもの		六・一
一三、〇〇〇人を超え一四、〇〇〇人以下のもの		六・五
一四、〇〇〇人を超えるもの		六・九

3 一般国道等の面積は、次の表の上欄に掲げる一般国道等の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

一般国道等(橋梁を除く)	指定区間内の	砂利道	率
一般国道等の種別			〇・七

4 前項の規定により補正された一般国道等の面積は、更に、当該指定道府県に係る一般国道等の面積（第九条の十の規定により算定した一般国道等の面積をいう。以下この項において同じ。）を千平方メートルで除して得た数値又は当該指定市に係る一般国道等の面積を千平方メートルで除して得た数値で当該指定道府県の人口又は当該指定市の人口を除して得た数による次の表の上欄に掲げる指定道府県又は指定市の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

略

4 前項の規定により補正された一般国道等の面積は、更に、当該指定道府県に係る一般国道等の面積（第九条の十の規定により算定した一般国道等の面積をいう。以下この項において同じ。）を千平方メートルで除して得た数値又は当該指定市に係る一般国道等の面積を千平方メートルで除して得た数値で当該指定道府県の人口又は当該指定市の人口を除して得た数による次の表の上欄に掲げる指定道府県又は指定市の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

指定道府県又は指定市の区分	一般国道		指定区間外の一般国道	
	舗装道	砂利道	舗装道	砂利道
五〇人以下のもの	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六
五〇人を超え一〇〇人以下のもの	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六
一〇〇人を超え一五〇人以下のもの	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六
一五〇人を超え二〇〇人以下のもの	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六
二〇〇人を超え二五〇人以下のもの	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六
二五〇人を超え三〇〇人以下のもの	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六
三〇〇人を超え三五〇人以下のもの	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六
指定道府県又は指定市の区分	率			
五〇人以下のもの	四・三	〇・五	一・〇	〇・六
五〇人を超え一〇〇人以下のもの	四・三	〇・五	一・〇	〇・六
一〇〇人を超え一五〇人以下のもの	四・三	〇・五	一・〇	〇・六
一五〇人を超え二〇〇人以下のもの	四・三	〇・五	一・〇	〇・六
二〇〇人を超え二五〇人以下のもの	四・三	〇・五	一・〇	〇・六
二五〇人を超え三〇〇人以下のもの	四・三	〇・五	一・〇	〇・六
三〇〇人を超え三五〇人以下のもの	四・三	〇・五	一・〇	〇・六

5 第三項の表において「指定区間」とは、道路法第十三条第一項に規定する政令で指定する区間をいう。

(人口の定義等)

第九条の十三 第九条の十一第三項及び第六項並びに前条第二項及び第四項において「人口」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。この場合において、第十三条の三の規定はこれらの項の人口について準用する。

2 市町村の昼間人口（従業地、通学地による人口が統計法第八条の規定により公表されている最近の国勢調査の結果による当該人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）を当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）で除して得た率が一・一を超える市町村の第九条の十一第三項及び第六項の人口は、前項の規定にかかわらず、昼間人口から常住人口に一・一を乗じて得た人口を控除した人口の二分の一の人口（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する

三五〇人を超えるもの	二・五
四〇〇人を超えるもの	二・七
四五〇人を超えるもの	二・九
五〇〇人を超えるもの	三・一
五五〇人を超えるもの	三・三
六〇〇人を超えるもの	三・五
六五〇人を超えるもの	三・七
七〇〇人を超えるもの	三・九

5 第三項の表において「指定区間」とは、道路法第十三条第一項に規定する政令で指定する区間をいう。

(人口の定義等)

第九条の十三 第九条の十一第三項及び第六項並びに前条第二項及び第四項において「人口」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。この場合において、第十三条の三の規定はこれらの項の人口について準用する。

2 市町村の昼間人口（従業地、通学地による人口が統計法第八条の規定により公表されている最近の国勢調査の結果による当該人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）を当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）で除して得た率が一・一を超える市町村の第九条の十一第三項及び第六項の人口は、前項の規定にかかわらず、昼間人口から常住人口に一・一を乗じて得た人口を控除した人口の二分の一の人口（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する

。を同項の人口に加えた人口とする。

3 市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合又は市町村の境界が確定した場合には、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定後の関係市町村について地方自治法施行令第七十七条第一項の規定に基づき都道府県知事が告示した人口を基礎として同項の規定に準じて当該市町村に係る昼間人口及び常住人口に相当する人口として算定した人口をそれぞれ前項の昼間人口及び常住人口とみなして、同項の規定を適用する。

4 前二条の規定により市町村道又は一般国道等の延長又は面積を補正する場合において、第九条の十一第二項、第五項及び前条第三項の道路の種別ごとの延長若しくは面積の数、これらの項に定める率を乗じた後の数又は第九条の十一第三項、第六項、前条第二項若しくは第四項に定める率を乗じた後の数にメートル又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数をそれぞれ四捨五入する。

(環境性能割額の交付額の算定に用いる資料の提出義務)

第九条の十四 市町村長(特別区の区長を含む。)は、道府県知事の定めるところにより、環境性能割額の交付額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を当該道府県知事に提出しなければならない。

(交付すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第九条の十五 道府県は、法第七十七条の六第一項の規定により市町村に対し環境性能割額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じた場合には、当該錯誤に係る額を発見した日以後最初に到来する交付

。を同項の人口に加えた人口とする。

3 市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合又は市町村の境界が確定した場合には、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定後の関係市町村について地方自治法施行令第七十七条第一項の規定に基づき都道府県知事が告示した人口を基礎として同項の規定に準じて当該市町村に係る昼間人口及び常住人口に相当する人口として算定した人口をそれぞれ前項の昼間人口及び常住人口とみなして、同項の規定を適用する。

4 前二条の規定により市町村道又は一般国道等の延長又は面積を補正する場合において、第九条の十一第二項、第五項及び前条第三項の道路の種別ごとの延長若しくは面積の数、これらの項に定める率を乗じた後の数又は第九条の十一第三項、第六項、前条第二項若しくは第四項に定める率を乗じた後の数にメートル又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数をそれぞれ四捨五入する。

(環境性能割額の交付額の算定に用いる資料の提出義務)

第九条の十四 市町村長(特別区の区長を含む。)は、道府県知事の定めるところにより、環境性能割額の交付額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を当該道府県知事に提出しなければならない。

(交付すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第九条の十五 道府県は、法第七十七条の六第一項の規定により市町村に対し環境性能割額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じた場合には、当該錯誤に係る額を発見した日以後最初に到来する交付

時期（当該錯誤に係る額がこの項後段に規定するものである場合には、当該錯誤に係る額を発見した日の属する年度における最後の交付時期）において当該交付すべき額に加算し、又はこれを減額するものとする。この場合において、当該市町村に係る市町村道の延長又は面積（第九条の十一の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下この項において同じ。）に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式により得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を錯誤があつた年度において当該市町村に交付した環境性能割額に乗じて得た額とする。

一（錯誤を修正した後の市町村道の延長－錯誤を修正する前の市町村道の延長）／錯誤を修正する前の市町村道の延長）＋（錯誤を修正した後の市町村道の面積－錯誤を修正する前の市町村道の面積）／錯誤を修正する前の市町村道の面積） $\times (1/2)$

2 前項の場合においては、同項の交付時期において各市町村に交付する額は、政令第四十四条の八第二項の規定により当該交付時期に交付すべき額から前項の加算すべき額を減額し、及びこれに同項の減額すべき額を加算して得た額を当該交付時期に交付する同条第二項の交付額として算定した各市町村に交付すべき額に相当する額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該交付すべき額に相当する額から当該減額すべき額を減額して得た額とするものとする。

3 第一項後段の錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該錯誤に係る額とする。

4 第一項前段の規定は、指定道府県が法第七十七条の六第二項の規

時期（当該錯誤に係る額がこの項後段に規定するものである場合には、当該錯誤に係る額を発見した日の属する年度における最後の交付時期）において当該交付すべき額に加算し、又はこれを減額するものとする。この場合において、当該市町村に係る市町村道の延長又は面積（第九条の十一の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下この項において同じ。）に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式により得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を錯誤があつた年度において当該市町村に交付した環境性能割額に乗じて得た額とする。

一（錯誤を修正した後の市町村道の延長－錯誤を修正する前の市町村道の延長）／錯誤を修正する前の市町村道の延長）＋（錯誤を修正した後の市町村道の面積－錯誤を修正する前の市町村道の面積）／錯誤を修正する前の市町村道の面積） $\times (1/2)$

2 前項の場合においては、同項の交付時期において各市町村に交付する額は、政令第四十四条の八第二項の規定により当該交付時期に交付すべき額から前項の加算すべき額を減額し、及びこれに同項の減額すべき額を加算して得た額を当該交付時期に交付する同条第二項の交付額として算定した各市町村に交付すべき額に相当する額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該交付すべき額に相当する額から当該減額すべき額を減額して得た額とするものとする。

3 第一項後段の錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該錯誤に係る額とする。

4 第一項前段の規定は、指定道府県が法第七十七条の六第二項の規

定により指定市に対し環境性能割額を交付する場合について準用する。

第十条の二の六第二項第二号中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項」に、「第六十六条の四第十七項第三号」を「第六十六条の四第二十一項第三号」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。

第十条の二の七第二項第一号中「第三百二十一条の十一の三第一項」を「第三百二十一条の八第二十三項」に、「同項」を「第三百二十一条の十一の三第一項」に改め、同項第二号中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に、「第六十八条の八十八第十八項第三号」を「第六十八条の八十八第二十二項第三号」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。

第十五条の八（見出しを含む。）中「第四百四十四条第一項第一号ニ」を「第四百六十三条の十五第一項第一号ニ」に改め、同条を第十五条の十五とする。

第十五条の七の次に次の七条を加える。

（法第四百四十二条第九号のエネルギー消費効率）

第十五条の八 法第四百四十二条第九号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案し

定により指定市に対し環境性能割額を交付する場合について準用する。

第十条の二の六第二項第二号中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項」に、「第六十六条の四第十七項第三号」を「第六十六条の四第二十一項第三号」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。

第十条の二の七第二項第一号中「第三百二十一条の十一の三第一項」を「第三百二十一条の八第二十三項」に、「同項」を「第三百二十一条の十一の三第一項」に改め、同項第二号中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に、「第六十八条の八十八第十八項第三号」を「第六十八条の八十八第二十二項第三号」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。

第十五条の八（見出しを含む。）中「第四百四十四条第一項第一号ニ」を「第四百六十三条の十五第一項第一号ニ」に改め、同条を第十五条の十五とする。

第十五条の七の次に次の七条を加える。

（法第四百四十二条第九号のエネルギー消費効率）

第十五条の八 法第四百四十二条第九号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案し

て総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

(法第四百四十六条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等)

第十五条の九 法第四百四十六条第一項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車は、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスをを用いる軽自動車であることが記載されている軽自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証(以下この条及び第十五条の十一において「自動車検査証」という。)に当該軽自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの(可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。)とする。

2 法第四百四十六条第一項第二号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(以

て総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

(法第四百四十六条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等)

第十五条の九 法第四百四十六条第一項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車は、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスをを用いる軽自動車であることが記載されている軽自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証(以下この条及び第十五条の十一において「自動車検査証」という。)に当該軽自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの(可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。)とする。

2 法第四百四十六条第一項第二号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(以

下この条及び第十五条の十一において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（以下この条及び第十五条の十一において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準とする。

3 法第四百四十六条第一項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる軽自動車については同表のイに掲げる値、同表のニに掲げる軽自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない軽自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条及び第十五条の十一において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している軽自動車とする。

4 法第四百四十六条第一項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（第六項第二号において「実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第二

下この条及び第十五条の十一において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（以下この条及び第十五条の十一において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準とする。

3 法第四百四十六条第一項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる軽自動車については同表のイに掲げる値、同表のニに掲げる軽自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない軽自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条及び第十五条の十一において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している軽自動車とする。

4 法第四百四十六条第一項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（第六項第二号において「実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第二

号及び第三項第二号において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。)が百十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

5 法第四百四十六条第一項第三号イ(1)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

6 法第四百四十六条第一項第三号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の二に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル(第十五条の十一第二項第二号及び第三項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。)が百二十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

7 法第四百四十六条第二項に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年燃費基準エネルギー消費効率を算定する方法

号及び第三項第二号において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。)が百十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

5 法第四百四十六条第一項第三号イ(1)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

6 法第四百四十六条第一項第三号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の二に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル(第十五条の十一第二項第二号及び第三項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。)が百二十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

7 法第四百四十六条第二項に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年燃費基準エネルギー消費効率を算定する方法

として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（次項において「エネルギー消費効率算定告示」という。）第一条第二号に掲げる方法とする。

8 法第四百四十六条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。

9 法第四百四十六条第二項において準用する同条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第四項及び第六項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（次項において「エネルギー消費効率算定告示」という。）第一条第二号に掲げる方法とする。

8 法第四百四十六条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。

9 法第四百四十六条第二項において準用する同条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第四項及び第六項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四項第二号	第四条の二に規定する	第三条に規定する十・
平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び	十五モード燃費値（第六項第二号において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率（第六項第二号において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）	

	<p>第六項第二号</p> <p>当該軽自動車が平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車</p>	<p>（）に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること並びに</p> <p>自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第二号に掲げる方法（第六項第二号において「JCO八モード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該軽自動車は平成二十二年燃費基準六十五パーセント向上達成車</p>
	<p>実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第二項第二号及び第一</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年燃費基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であるこ</p>

(法第四百五十条の三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額)

第十五条の十 法第四百五十条に規定する三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として総務省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受ける三輪以上の軽自動車 当該三輪以上の軽自動車を通常の取引の条件に従つて自動車等の販売業者から取得するとした場合における当該三輪以上の軽自動車の販売価額に相当する金額
- 二 前号に掲げる三輪以上の軽自動車以外の三輪以上の軽自動車 当

(法第四百五十条の三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額)

第十五条の十 法第四百五十条に規定する三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として総務省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受ける三輪以上の軽自動車 当該三輪以上の軽自動車を通常の取引の条件に従つて自動車等の販売業者から取得するとした場合における当該三輪以上の軽自動車の販売価額に相当する金額
- 二 前号に掲げる三輪以上の軽自動車以外の三輪以上の軽自動車 当

<p>三項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。が百二十以上であること及び</p>	<p>と並びに</p> <p>JCO八モード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該軽自動車が平成二十二年燃費基準五十パーセント向上達成車</p>
--	--

該三輪以上の軽自動車が初めて前号に規定する車両番号の指定（以下この号において「初回車両番号指定」という。）を受けたときにおける前号に定める金額に、初回車両番号指定を受けた日の属する年の一月一日から起算した期間に応じて総務大臣が定める割合を乗じて得た額

（法第四百五十一条第一項第一号の乗用車等）

第十五条の十一 法第四百五十一条第一項第一号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年燃費基準達成車であることが記載されていること。

2 法第四百五十一条第二号に規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のニに掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載さ

該三輪以上の軽自動車が初めて前号に規定する車両番号の指定（以下この号において「初回車両番号指定」という。）を受けたときにおける前号に定める金額に、初回車両番号指定を受けた日の属する年の一月一日から起算した期間に応じて総務大臣が定める割合を乗じて得た額

（法第四百五十一条第一項第一号の乗用車等）

第十五条の十一 法第四百五十一条第一項第一号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年燃費基準達成車であることが記載されていること。

2 法第四百五十一条第二号に規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のニに掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載さ

れていること。

3 法第四百五十一条第二項に規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる軽自動車については同表のイに掲げる値、同表のニに掲げる軽自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百未満（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満）であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

4 法第四百五十一条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用がある場合における前三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

れていること。

3 法第四百五十一条第二項に規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる軽自動車については同表のイに掲げる値、同表のニに掲げる軽自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百未満（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満）であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

4 法第四百五十一条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用がある場合における前三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号	平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上	自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第三条に規定する
び	百十未満であること	十・十五モード燃費

<p>当該軽自動車が平成三十二年 度燃費基準達成車</p>	<p>値（次項第二号及び第三項第二号において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成三十二年 度基準エネルギー消費効率（次項第二号及び第三項第二号において「平成三十二年 度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十を乗じて得た 数値以上であること並びに</p>
<p>自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法 第一号第二号に掲げる方法（次項第二号及び第三項第二号において「JC〇八モード法」という。）によ</p>	

第二項第二号	第三項第二号
<p>平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五パーセント未満であること及び</p>	<p>当該軽自動車は平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車</p>
<p>り当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該軽自動車は平成二十二年燃費基準五十パーセント向上達成車</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に</p>

(環境性能割に係る申告書等の様式)

第十五条の十二 法第四百五十四条第一項の規定により提出すべき申告書又は同条第二項の規定により提出すべき報告書の様式は、第三十三号の四様式によるものとする。

(環境性能割の修正申告書の記載事項)

第十五条の十三 法第四百五十五条第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

<p>費基準達成レベルが百未満(車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満)であること及び</p>	<p>百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
<p>当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車</p>	<p>JCO八モード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該軽自動車平成二十二年燃費基準三十八パーセント向上達成車</p>

(環境性能割に係る申告書等の様式)

第十五条の十二 法第四百五十四条第一項の規定により提出すべき申告書又は同条第二項の規定により提出すべき報告書の様式は、第三十三号の四様式によるものとする。

(環境性能割の修正申告書の記載事項)

第十五条の十三 法第四百五十五条第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 納税義務者の氏名又は名称及び住所
 - 二 三輪以上の軽自動車を譲渡した者の氏名又は名称及び住所
 - 三 三輪以上の軽自動車の取得がされた年月日
 - 四 三輪以上の軽自動車の取得の原因
 - 五 三輪以上の軽自動車の種別、用途、車名及び型式
 - 六 三輪以上の軽自動車の定置場
 - 七 既に納付の確定した環境性能割額
 - 八 環境性能割の課税標準額及び環境性能割額
 - 九 前号の環境性能割額に相当する金額から第七号の環境性能割額に相当する金額を控除した金額
 - 十 前各号に掲げるもののほか市町村の条例で定める事項
(三輪以上の軽自動車の性能が良好でないことに類する理由)
- 第十五条の十四 法第四百五十九条第一項に規定する総務省令で定める理由は、三輪以上の軽自動車の車体の塗色等が当該三輪以上の軽自動車の取得に係る契約の内容と異なることとする。
- 第十六条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第四百四十七条第一項」を「第四百六十三条の十九第一項」に、「によつて」を「により」に改め、同条の表中「軽自動車税申告(報告)書」を「軽自動車税(種別割)申告(報告)書」に、「第三十三号の四様式」を「第三十三号の四の二様式」に、「軽自動車税廃車申告書」を「軽自動車税(種別割)廃車申告書」に改める。
- 附則第四条の二から第四条の六までを次のように改める。
- 第四条の二から第四条の六まで 削除

- 一 納税義務者の氏名又は名称及び住所
 - 二 三輪以上の軽自動車を譲渡した者の氏名又は名称及び住所
 - 三 三輪以上の軽自動車の取得がされた年月日
 - 四 三輪以上の軽自動車の取得の原因
 - 五 三輪以上の軽自動車の種別、用途、車名及び型式
 - 六 三輪以上の軽自動車の定置場
 - 七 既に納付の確定した環境性能割額
 - 八 環境性能割の課税標準額及び環境性能割額
 - 九 前号の環境性能割額に相当する金額から第七号の環境性能割額に相当する金額を控除した金額
 - 十 前各号に掲げるもののほか市町村の条例で定める事項
(三輪以上の軽自動車の性能が良好でないことに類する理由)
- 第十五条の十四 法第四百五十九条第一項に規定する総務省令で定める理由は、三輪以上の軽自動車の車体の塗色等が当該三輪以上の軽自動車の取得に係る契約の内容と異なることとする。
- 第十六条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第四百四十七条第一項」を「第四百六十三条の十九第一項」に、「によつて」を「により」に改め、同条の表中「軽自動車税申告(報告)書」を「軽自動車税(種別割)申告(報告)書」に、「第三十三号の四様式」を「第三十三号の四の二様式」に、「軽自動車税廃車申告書」を「軽自動車税(種別割)廃車申告書」に改める。
- 附則第四条の二から第四条の六までを次のように改める。
- 第四条の二から第四条の六まで 削除

附則第四条の六の二を削る。

附則第四条の八の次に次の二条を加える。

(環境性能割交付金を計算する場合に係る経過措置)

第四条の九 当分の間、第九条の十の規定により道路の延長及び面積を算定する場合には、道路台帳が調製されていない道路にあつては、道路橋りよう現況調書に記載されている延長及び路面幅員によることができる。

(福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例)

第四条の九の二 福島県南相馬市、双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する平成三十一年度及び平成三十二年度における第九条の十一第三項及び第六項の規定の適用については、当該市町村の人口は、第九条の十三第一項の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口とする。

附則第四条の六の二を削る。

附則第四条の八の次に次の三条を加える。

(環境性能割交付金を計算する場合に係る経過措置)

第四条の九 当分の間、第九条の十の規定により道路の延長及び面積を算定する場合には、道路台帳が調製されていない道路にあつては、道路橋りよう現況調書に記載されている延長及び路面幅員によることができる。

(福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例)

第四条の九の二 福島県南相馬市、双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する平成二十九年度から平成三十二年度までの間における第九条の十一第三項及び第六項の規定の適用については、当該市町村の人口は、第九条の十三第一項の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口とする。

(法附則第十二条の二の十二第一項の路線バス等)

第四条の十 法附則第十二条の二の十二第一項に規定する乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がない路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る第九条の二第一項に規定する自動車検査証(以下この条から附則第五条の二までにおいて「自動車検査証」という。)に当該路線バス等がノンステップ

バスであることが記載されているものとする。

2| 法附則第十二条の二の十二第一項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。第四項及び第六項において「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第三十七条から第四十二条までの基準とする。

3| 法附則第十二条の二の十二第二項に規定する車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備える路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る自動車検査証に当該路線バス等がリフト付きバスであることが記載されているものとする。

4| 法附則第十二条の二の十二第二項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項の基準、公共交通移動等円滑化基準省令第三十八条第二項の基準及び公共交通移動等円滑化基準省令第四十二条の基準とする。

5| 法附則第十二条の二の十二第三項に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を向上させる乗用車であつて総務省令で定めるものは、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第二百五十七号）第四条第一項の認定を受けたものとして、当該乗用車に係る自動車検査証に当該乗用車が認定ユニバーサルデザインタクシーであることが記載されているものとする。

- 6 法附則第十二条の二の十二第三項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、公共交通移動等円滑化基準省令第四十五条第一項の基準とする。
- 7 法附則第十二条の二の十二第四項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置（同項に規定する車両安定性制御装置をいう。以下この条において同じ。）及び衝突被害軽減制御装置（同項に規定する衝突被害軽減制御装置をいう。第十三項及び第十四項において同じ。）を搭載した車両であることが記載されているものとする。
- 8 法附則第十二条の二の十二第四項第一号に規定する総務省令で定める乗用車は、乗車定員が十人であり、かつ、立席を有しないものとする。
- 9 法附則第十二条の二の十二第四項第一号に規定する総務省令で定めるバスは、立席を有しないものとする。
- 10 法附則第十二条の二の十二第四項第一号に規定する車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（次項及び附則第五条の二において「細目告示」という。）第十五条第二項第一号及び第九十三条第二項第一号の基準（車両安定性制御装置に係るものに限る。）とする。
- 11 法附則第十二条の二の十二第四項第一号に規定する衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第七項及び第九十三条

第八項の基準とする。

12| 法附則第十二条の二の十二第四項第二号に規定する総務省令で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証に道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五輪荷重が記載されているものとす
る。

13| 法附則第十二条の二の十二第五項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置及び衝突被害軽減ブレーキ制御装置を搭載した車両であることが記載されているものとする。

14| 法附則第十二条の二の十二第六項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置又は衝突被害軽減ブレーキ制御装置のいずれかを搭載した車両であることが記載されているものとする。

15| 法附則第十二条の二の十二第七項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一| 法附則第十二条の二の十二第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項

イ| 法附則第十二条の二の十二第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする旨

ロ| 自動車の通常の取得価額（法第百五十六条に規定する通常の取得価額をいう。次号ロにおいて同じ。）

附則第五条の二第六項第一号中「(以下この号において「実施要領」という。) 第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル(第八項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。)が百二十以上で、かつ、実施要領を(第八項第一号におい

ハ 自動車の乗車定員

二 法附則第十二条の二の十二第四項から第六項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項(同条第四項第二号及び第三号、第五項各号並びに第六項第三号及び第四号に掲げる自動車にあつては、二に掲げる事項を除く。)

イ 法附則第十二条の二の十二第四項から第六項までの規定の適用を受けようとする旨

ロ 自動車の通常の取得価額

ハ 自動車の車両総重量(第九条の二第二項第一号に規定する車両総重量をいう。)

ニ 自動車の乗車定員

16 前項第一号ハ又は同項第二号ハ及びニに掲げる事項は、当該自動車に係る法第六十条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定により提出された修正申告書に既にこれらの事項が記載されていた場合に限り、前項の規定にかかわらず、記載を省略することができる。

附則第五条の見出し中「可燃性天然ガス」を「メタノール」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削る。

附則第五条の二の見出し中「基準」を「天然ガス自動車」に改め、同条第一項を削り、同条第二項第一号中「その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準」を「第九条の二第三項第一号に規定する特定基準」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項から第五

て「実施要領」という。）に改め、「平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル」の下に「が百十以上」を加え、「であつて、」を「であること及び」に、「次に掲げる事項」を「平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であること」に改め、同号イ及びロを削り、同条第八項第一号中「平成二十七年燃費基準達成レベルが百十」を「実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベルが百二十」に、「平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車、平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車」を「又は平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車」に改める。

項までを削り、同条第六項中「窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車」を「ガソリン自動車」に改め、同項各号を次のように改める。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車であることについて国土交通大臣が認定していること。

二 第九条の二第七項第二号に規定する平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第五条の二第六項を同条第二項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車」を「ガソリン自動車」に改め、同項各号を次のように改める。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車であることについて国土交通大臣が認定していること。

二 第九条の二第九項第二号に規定する平成二十七年燃費基準達成レベルが百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第五条の二第八項を同条第三項とする。

附則第八条の三の三の見出し中「可燃性天然ガス」を「メタノール」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「自動車検査証」を「第十五条の九第一項に規定する自動車検査証（第四項及び次条において「自動車検査証」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

附則第八条の三の四の見出し中「基準」を「天然ガス軽自動車」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「細目告示」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）」に、「その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準」を「第十五条の九第三項に規定する特定基準」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない」を「乗用の」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。
- 二 第十五条の九第四項第二号に規定する平成三十二年燃費基準達成レベル（第四項第二号において「平成三十二年燃費基準達成レ

ベル」という。)が百二十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第八条の三の四第五項を同条第二項とし、同条第六項中「窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない」を「貨物用の」に改め、同項各号を次のように改める。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の二に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 第十五条の九第六項第二号に規定する平成二十七年燃費基準達成レベル(第五項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。)が百三十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車平成二十七年燃費基準三十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第八条の三の四第六項を同条第三項とし、同条第七項中「窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない」を「乗用の」に改め、同項各号を次のように改める。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の二に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百二十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基

準達成車であることが記載されていること。

附則第八条の三の四第七項を同条第四項とし、同条第八項中「窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない」を「貨物用の」に改め、同項各号を次のように改める。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表の二に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車、平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第八条の三の四第八項を同条第五項とする。

附則第二十三条第一項中「が法附則第五十二条第一項」を「が法附則第五十三条の二第二項」に改め、同項第一号イ中「被災自動車」を「被災自動車等」に、「附則第五十二条第一項」を「附則第五十三条の二第二項」に、「第百四十四条第一項」を「第百四十七条第一項又は第四百四十四條第一項」に、「にあつては、同項」を「には、これらの規定」に改め、同号口中「附則第五十二条第一項」を「附則第五十三条の二第一項」に改め、「この条」の下に「及び次条」を加え、「又は車両番号」を削り、同号ハを次のように改める。

ハ 当該被災自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等（自動車又は法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以

附則第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

- 上のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号
- (1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十三条の二第二項（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年改正法」という。）附則第十四条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第二項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十三条の二第三項（平成二十八年改正法附則第十四条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第三項に規定する他の自動車
- (4) 既に法附則第五十六条の三第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (5) 既に法附則第五十六条の三第二項（平成二十八年改正法附則第二十条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十六条の三第二項に規定する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十六条の三第三項（平成二十八年改正法附則

第二十条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十六条の三第三項に規定する他の三輪以上の軽自動車

(7) 既に平成二十八年改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「二十九年旧法」という。）附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(8) 既に二十九年旧法附則第五十二条第二項（地方税法及び国

資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条及び次条において「平成二十四年改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた二十九年旧法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(9) 既に二十九年旧法附則第五十二条第三項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた二十九年旧法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

(10) 既に平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び次条において「平成二十四年改正前の地方税法」という。）附則第五十二条第二項（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及

び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この号において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

附則第二十三条第一項第一号ニ中「被災自動車」を「被災自動車等」に、「附則第五十二条第一項」を「附則第五十三条の二第一項」に改め、同項第二号中「自動車等が被災自動車」を「自動車等が被災自動車等に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に、「自動車等が被災自動車」を「自動車等が被災自動車等」に、「当該自動車」を「当該自動車等」に改め、同項第四号中「附則第五十二条第一項」を「附則第五十二条の二第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項中「者が法附則第五十二条第二項」を「者が法附則第五十三条の二第二項」に改め、同項第一号イ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区

域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項」を「附則第五十三条の二第二項」に改め、「をいう。以下」の下に「この条及び次条において」を加え、「同条第三項」を「法附則第五十三条の二第三項」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「第一百零四条第一項」を「第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項」に、「にあつては、同項」を「には、これらの規定」に改め、同号口中「附則第五十二条第二項」を「附則第五十三条の二第二項」に改め、「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。）」「（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条において同じ。）」「及び「又は車両番号」を削り、同号ハを次のように改める。

- ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号
- (1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
 - (2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
 - (3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車
 - (4) 既に法附則第五十六条の三第一項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車

-
- (5) 既に法附則第五十六条の三第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十六条の三第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車
- (7) 既に二十九年旧法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に二十九年旧法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (9) 既に二十九年旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- (10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- 附則第二十三条第二項第一号ニ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項各号」を「附則第五十三条の二第二項各号」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ホ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第二号」を「附則第五十三条の二第二項第二号」に、「自動車」を「自動車等に」に、「にあつては」を「には」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ヘ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条
-

第二項第三号」を「附則第五十三条の二第二項第三号」に、「自動車に」を「自動車等に」に、「にあつては」を「には」に改め、同号卜中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第二号イ」を「附則第五十三条の二第二項第二号イ」に改め、同号チ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に改め、同号ロ中「附則第三十四条第十項」を「附則第三十五条第十項」に、「対象区域内自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等」に改め、同号ハ(1)中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二号」を「附則第五十三条の二第二項第二号」に、「自動車」を「自動車等」に、「解体した自動車が」を「解体した自動車等が」に、「当該自動車」を「当該自動車等」に改め、同号ハ(2)中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第三号」を「附則第五十三条の二第二項第三号」に、「自動車」を「自動車等」に、「廃止した自動車が」を「廃止した自動車等が」に、「にあつては」を「には」に改め、同号ハ(3)中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第三号」を「附則第五十三条の二第二項第三号」に、「自動車」を「自動車等」に、「解体した自動車が」を「解体した自動車等が」に、「当該自動

附則第二十三条の二を削る。

車」を「当該自動車等」に改め、同号ハ(4)中「自動車が対象区域内用途廃止等自動車」を「自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等」に改め、同項第三号中「附則第五十二条第二項」を「附則第五十三条の二第二項」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第二十三条の二第一項第一号イ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第三項」を「附則第五十三条の二第三項」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「第百十四条第一項」を「第百四十七条第一項又は第百四十四条第一項」に、「にあつては、同項」を「には、これらの規定」に改め、同号ロ中「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。)」及び「(同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条において同じ。)」を削り、同号ハを次のように改める。

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

- (1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車

- (4) 既に法附則第五十六条の三第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (5) 既に法附則第五十六条の三第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十六条の三第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車
- (7) 既に二十九年旧法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に二十九年旧法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (9) 既に二十九年旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- (10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- 附則第二十三条の二第一項第一号二中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第三項」を「附則第五十三条の二第三項」に、「自動車持出困難区域」を「自動車持出困難区域」に改め、同号ホ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第二号」を「附則第五十三条の二第二項第二号」に、「自動車」を「自動車等に」に、「にあつては」を「には」に、「自動車持出困難区域」を

「自動車等持出困難区域」に改め、同号へ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第三号」を「附則第五十三条の二第二項第三号」に、「自動車に」を「自動車等に」に、「にあつては」を「には」に改め、同号ト中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第二号イ」に改め、同号チ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に改め、同項第二号中「附則第五十二条第三項」を「附則第五十三条の二第三項」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改め、同条第二項第一号イ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「第百十四条第一項」を「第百四十七条第一項又は第百四十四条第一項」に、「にあつては、同項」を「には、これらの規定」に改め、「自動車登録番号」の下に「又は車両番号」を加え、同号ロ及びハ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ニ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第二号」を「附則第五十三条の二第二項第二号」に、「自動車に」を「自動車等に」に、「にあつては」を「には」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ホ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第三号」を「附則第五十三条の二第二項第三号」に、「自動車に」を「自動車等に」に、「にあつては」を「には」に改め、同号へ中

「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第二号イ」を「附則第五十三条の二第二項第二号イ」に改め、同号ト中「対象区域内自動車」を「対象区域内自動車等」に、「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に改め、同項第二号中「対象区域内自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「同項第三号中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第二号」を「附則第五十三条の二第二項第二号」に、「自動車に」を「自動車等に」に、「にあつては」を「には」に、「自動車を」を「自動車等を」に改め、同項第四号中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第三号」を「附則第五十三条の二第二項第三号」に、「にあつては」を「には」に、「当該自動車」を「当該自動車等」に改める。

附則第二十四条の二の次に次の一条を加える。

(政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類)

第二十四条の三 政令附則第三十四条第一項に規定する者が法附則第五十六条の三第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災自動車等（法附則第五十六条の三第一項に規定する被災自動車等をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の所

有者（法第四百四十七條第一項又は第四百四十四條第一項に規定する場合）には、これらの規定に規定する買主。以下この号及び次条第一項において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災自動車等の自動車登録番号又は車両番号及び主たる定置場並びに当該被災自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十六條の三第一項の規定の適用を受けようとする三輪以上の軽自動車（以下この号において「申請軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条及び次条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該被災自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等（法第四百四十五條第三号に規定する自動車又は軽自動車のうち三輪以上のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1) 既に法附則第五十三條の二第一項の規定の適用を受けた同項

に規定する代替自動車

(2) 既に法附則第五十三条の二第二項（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年改正法」という。）附則第十四条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第二項に規定する代替自動車

(3) 既に法附則第五十三条の二第三項（平成二十八年改正法附則第十四条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第三項に規定する他の自動車
(4) 既に法附則第五十六条の三第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(5) 既に法附則第五十六条の三第二項（平成二十八年改正法附則第二十条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十六条の三第二項に規定する代替軽自動車

(6) 既に法附則第五十六条の三第三項（平成二十八年改正法附則第二十条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十六条の三第三項に規定する他の三輪以上の軽自動車

- (7) 既に平成二十八年改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「二十九年旧法」という。）附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に二十九年旧法附則第五十二条第二項（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条及び次条において「平成二十四年改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた二十九年旧法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車
- (9) 既に二十九年旧法附則第五十二条第三項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた二十九年旧法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車
- (10) 既に平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び次条において「平成二十四年改正前の地方税法」という。）附則第五十二条第二項（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この号において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年

改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十条第二項に規定する代替自動車

(11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請軽自動車が被災自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十六条の三第一項に規定する道府県知事が必要と認める事項

二 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書又は同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記載されている事項を証明した書面であつて滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることについて当該自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地又は当該自動車等の主たる定置場所所在地の道府県知事又は市町村長が証する書類

四 政令附則第三十四条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下こ

の号において「相続人等」という。)が、法附則第五十六条の第三項の規定の適用を受けようとする場合には、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2) 政令附則第三十四条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十六条の第三項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等(法附則第五十六条の第三項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。以下この条及び次条において同じ。)の同項各号又は法附則第五十六条の第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(法第四百七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号において同じ。)の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十六条の第三項又は第三項の規定の適用を受けようとする三輪以上の軽自動車(以下この号において「申請軽自動車」という。)の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは

- 主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別
- ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号
- (1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車
- (4) 既に法附則第五十六条の三第一項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (5) 既に法附則第五十六条の三第二項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十六条の三第三項の規定を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車
- (7) 既に二十九年旧法附則第五十二条第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に二十九年旧法附則第五十二条第二項の規定を受けた

-
- た同項に規定する代替自動車
- (9) 既に二十九年旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- (10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- 二 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十六条の三第二項各号又は第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地
- ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日
- ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日
- ト 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十六条の三第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し又は解体した日
- チ イからトまでに規定するもののほか、申請軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十六条の三第二項又は第三項に規定する道府県知事が必要と認める事項
-

二 次に掲げるいずれかの書類

イ 政令附則第三十二条の第二項に規定する主たる定置場所在の道府県の知事が法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証する書類

ロ 政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証する書類

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

- (1) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二項第二号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合、道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書（②から④までにおいて「登録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証するもの又は同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（②から④までにおいて「検査記録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証するもの及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類
- (2) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二

項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものに限り。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたこととなつたことを証するものうち用途を廃止した日の記載がされているもの及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第三項に規定する道府県知事が適当と認める書類。以下この号において同じ。）

(3) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の第三第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの、同号に規定する移動させた日を証する書類及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項

附則第二十五条を削る。

等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途
止等自動車等に該当することとなつたことを証するものうち
用途を廃止した日の記載がされているもの

三 政令附則第三十四条第三項第二号及び第三号又は同条第四項第二
号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という
。）が、法附則第五十六条の三第二項又は第三項の規定の適用を受
けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又
は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者
が相続人等に該当する旨を証する書類

附則第二十五条の見出し中「附則第三十四条第九項」を「附則第三十
五条第九項」に改め、同条第一項中「附則第三十二条第一項に」を「附
則第三十四条第一項に」に、「附則第三十四条第九項」を「附則第三十
五条第九項」に改め、同項第一号イ中「被災自動車（法附則第五十二条
第一項に規定する被災自動車をいう。以下この項において同じ。）」を
「被災自動車等」に改め、「（法第四百四十二条の二第二項に規定する
場合にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）」
を削り、「当該被災自動車」を「当該被災自動車等」に改め、同号口中
「とする」の下に「三輪以上の」を加え、「二輪のものを除く。」、「
（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ
。）」及び「（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下こ
の条において同じ。）」を削り、同号ハを次のように改める。

ハ 当該被災自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある

-
- 場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号
- (1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
 - (2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
 - (3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車
 - (4) 既に法附則第五十六条の三第一項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車
 - (5) 既に法附則第五十六条の三第二項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車
 - (6) 既に法附則第五十六条の三第三項の規定を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車
 - (7) 既に二十九年旧法附則第五十二条第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
 - (8) 既に二十九年旧法附則第五十二条第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
 - (9) 既に二十九年旧法附則第五十二条第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車
 - (10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
 - (11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車
-

第三号中「附則第三十四条第二項第二号」を「附則第三十五条第二項第二号」に改め、同条第四項中「附則第三十二条第三項又は」を「附則第三十四条第三項又は」に、「附則第三十四条第九項」を「附則第三十五条第九項」に改め、同項第一号イ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項各号」を「附則第五十六条の三第二項各号」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

- (1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車
- (4) 既に法附則第五十六条の三第一項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (5) 既に法附則第五十六条の三第二項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十六条の三第三項の規定を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車

- (7) 既に二十九年旧法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に二十九年旧法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (9) 既に二十九年旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- (10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- 附則第二十五条第四項第一項ニ中「対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十二条第二項各号」を「対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十六条の三第二項各号」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ホ中「対象区域内用途廃止等自動車等法附則第五十二条第二項第二号」を「対象区域内用途廃止等自動車等法附則第五十六条の三第二項第二号」に、「自動車に」を「自動車等に」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ヘ中「対象区域内用途廃止等自動車等法附則第五十二条第二項第三号」を「対象区域内用途廃止等自動車等法附則第五十六条の三第二項第三号」に、「自動車に」を「自動車等に」に、「にあつては」を「には」に改め、同号ト中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第二号イ」を「附則第五十六条の三第二項第二号イ」に改め、同号チ中「対象区域内用途廃止等

自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に改め、同項第二号イ中「附則第五十二条第二項」を「附則第五十六条の三第二項」に改め、同号口中「対象区域内自動車」が「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内自動車等」が「対象区域内用途廃止等自動車等」に改め、同号ハ中「附則第三十四条第十項」を「附則第三十五条第十項」に、「対象区域内自動車」が「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に改め、同号ニ(1)中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第二号」を「附則第五十六条の三第二項第二号」に、「自動車」を「自動車等」に、「解体した自動車」を「解体した自動車等」に、「当該自動車」を「当該自動車等」に、「附則第五十二条第二項第二号イ」を「附則第五十三条の二第二項第二号イ」に改め、同号ニ(2)中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第三号」を「附則第五十六条の三第二項第三号」に、「自動車」を「自動車等」に、「廃止した自動車」を「廃止した自動車等」に、「にあつては」を「には」に改め、同号ニ(3)中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第三号」を「附則第五十六条の三第二項第三号」に、「自動車」を「自動車等」に、「当該自動車」を「当該自動車等」に改め、同項第三号中「附則第三十二条第三項第二号」を「附則第三十四条第三項第二号」に改め、同条第五項中「附則第三十四条第四項」を「附則第三十五条第四項」に、「附則第三十四条第九項」を「附則第三十五条第九項」に改め、同項

第一号イ中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同号ホ中「にあつては」を「には」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ヘ中「にあつては」を「には」に改め、同項第二号イ中「附則第三十四条第十項」を「附則第三十五条第十項」を「附則第三十五条第十項」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改め、同項第四号中「附則第三十四条第四項第二号」を「附則第三十五条第四項第二号」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第六項中「附則第三十四条第七項又は」を「附則第三十五条第七項又は」に、「附則第三十四条第九項」を「附則第三十五条第九項」に改め、同項第一号イ中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同号ニ中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ホ中「にあつては」を「には」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ハ中「にあつては」を「には」に改め、同項第二号中「にあつては」を「には」に、「附則第三十四条第十項」を「附則第三十五条第十項」に改め、同項第五号中「附則第三十四条第七項第二号」を「附則第三十五条第七項第二号」に改め、同条第七項中「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては、同項」に、「附則第三十四条第十項」を「附則第三十五条第十項」に改め、同項第一号イ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「軽自動車」を「三輪以上の軽自動車」に改め、同号

口中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ハ中「対象区域内用途廃止等自動車」が法附則第五十二条第二項第二号を「対象区域内用途廃止等自動車等」が法附則第五十六条の三第二項第二号に、「にあつては」を「には」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ニ中「対象区域内用途廃止等自動車」が法附則第五十二条第二項第三号を「対象区域内用途廃止等自動車等」が法附則第五十六条の三第二項第三号に、「にあつては」を「には」に改め、同号ホ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第二号イ」を「附則第五十六条の三第二項第二号イ」に改め、同号ヘ中「対象区域内自動車」を「対象区域内自動車等」に、「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に改め、同項第二号中「対象区域内用途廃止等自動車」が法附則第五十二条第二項第一号を「対象区域内用途廃止等自動車等」が法附則第五十六条の三第二項第一号に、「自動車」を「自動車等」に、「にあつては」を「には」に改め、同項第三号中「対象区域内用途廃止等自動車」が法附則第五十二条第二項第二号を「対象区域内用途廃止等自動車等」が法附則第五十六条の三第二項第二号に、「自動車」を「自動車等」に、「当該自動車」を「当該自動車等」に改め、同項第四号中「対象区域内用途廃止等自動車」が法附則第五十二条第二項第三号を「対象区域内用途廃止等自動車等」が法附則第五十六条の三第二項第三号に、「自動車」を「自動車等」に、「当該自動車」を「当該自動車等」に、「にあつては、」を「には、」に

附則第二十四条の二の見出しを「(法附則第五十七条第二項の書類)

」に改め、同条を附則第二十五条とする。

第十六号の九様式を次のように改める。

第十六号の九様式 削除

第三十三号の五様式の表面を次のように改める。【別紙】

第三十四号様式の表面を次のように改める。【別紙】

(地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の廃止)

第二条 地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則(平成二十年総務省令第八十六号)は、廃止する。

附則

改め、同条第八項中「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては、」を「には、」に、「附則第三十四条第十項」を「附則第三十五条第十項」に改め、同条第八項第一号ハ中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同条第九項中「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては、」を「には、」に、「附則第三十四条第十項」を「附則第三十五条第十項」に改め、同項第一号ロ及びハ中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改める。

第十六号の九様式を次のように改める。

第十六号の九様式 削除

第十六号の四十二様式の次に次の一様式を加える。【別紙】

第三十三号の四様式を次のように改める。【別紙】

第三十三号の五様式の次に次の一様式を加える。【別紙】

第三十三号の五様式の表面を次のように改める。【別紙】

第三十四号様式の表面を次のように改める。【別紙】

(地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の廃止)

第二条 地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則(平成二十年総務省令第八十六号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法施行規則第三条の四第二項、第三条の四の二第一項第四号、第三条の四の三第二項、第五条の二第二項、第五条の四第二項、第十条の二の六第二項及び第十条の二の七第二項の改正規定並びに同令附則第五条の二第六項及び第八項の改正規定 平成二十九年四月一日

- 二 第一条中地方税法施行規則第二条の二第二項及び第六項の改正規定並びに次条の規定 平成三十一年一月一日

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 略

(自動車取得税に関する経過措置)

第三条 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条及び次条において「改正法」という。）附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた自動車取得税について第一条の規定による改正前の地方税法施行規則第八条の二十七第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により減額する場合にお

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方税法施行規則第二条の二第二項及び第六項の改正規定並びに次条の規定は、平成三十一年一月一日から施行する。

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則第二条の二第二項及び第六項の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成三十年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第三条 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条及び次条において「改正法」という。）附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた自動車取得税について第一条の規定による改正前の地方税法施行規則第八条の二十七第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により減額する場合にお

いて、平成三十一年十月以後に到来する交付時期において交付すべき額から当該減額する額を差し引いた額が零を下回るときは、当該下回る額は、当該交付時期において、改正法第二条の規定による改正後の地方税法第七十七条の六第一項及び第二項の規定によって交付すべき環境性割額から控除するものとする。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の廃止に伴う経過措置

）
第四条 平成三十三年二月までの譲与時期に係る改正法附則第三十二条第

一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別譲与税については、第二条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（以下この条において「廃止前暫定措置法施行規則」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前暫定措置法施行規則第一条中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」とする。

第五条 削除

いて、平成二十九年八月以後に到来する交付時期において交付すべき額から当該減額する額を差し引いた額が零を下回るときは、当該下回る額は、当該交付時期において、改正法第二条の規定による改正後の地方税法第七十七条の六第一項及び第二項の規定によって交付すべき環境性割額から控除するものとする。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の廃止に伴う経過措置

）
第四条 平成三十年八月までの譲与時期に係る改正法附則第三十二条第

一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別譲与税については、第二条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（以下この条において「廃止前暫定措置法施行規則」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前暫定措置法施行規則第一条中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」とする。

（地方自治法施行規則の一部改正）

第五条 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部

を次のように改正する。

別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の項の欄及び目の欄中

(中略)

に改める。

別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳出の表都道府県の項の欄及び目の欄中

(中略)

に改める。

(住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部改正)

第六条 住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成十四年総務省令第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第八項及び第五条第八項中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」を「地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」に改める。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

(住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部改正)

第六条 住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成十四年総務省令第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第八項及び第五条第八項中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」を「地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」に改める。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の項中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」に改める。

第七条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の項中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」に改める。

（地方債に関する省令の一部改正）

第八条 地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の二中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」に改め、同条第一号イ中「交付額を」の下に「、法人の行う事業に対する事業税の収入額については同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）の交付額をそれぞれ」を加え、同条第二号イ中「及び利子割交付金の収入見込額」を「、利子割交付金の収入見込額及び法人事業税交付金の

収入見込額」に、「及び利子割交付金の収入額」を、「利子割交付金の収入額及び法人事業税交付金の収入額」に改め、同号ロ中「及び利子割交付金」を、「利子割交付金及び法人事業税交付金」に改める。

附則第二条の二第一号中「地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則」を「地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則」に、「から地方法人特別税等に関する暫定措置法」を「から平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」に、「以下「減収額」を「次号及び第三号において「地方法人特別税等減収額」に改め、同条第二号中「次号」を「以下この条及び附則第二条の十五」に、「減収額」を「地方法人特別税等減収額」に改め、同条第三号中「減収額」を「地方法人特別税等減収額」に改める。

附則第二条の十四の次に次の一条を加える。

（法第三十三条の五の九の額の算定方法）

第二条の十五 法第三十三条の五の九に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

一 当該年度に地方交付税法第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けない地方公共団体 次に掲げる地方公共団体の区分に応

じそれぞれ次に定める額

イ 都道府県 (1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額(当該額が負数となるときは、零)

(1) 次の算式により算定した地方税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四号。以下この号において「平成二十六年地方税法等改正法」という。)及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による当該年度の道府県民税の法人税割の減収額及び地方税法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定に基づく法人事業税交付金の交付額の合算額

算式

$$\frac{(A \times (B / C) - A) + D}{\text{算式の符号}}$$

算式の符号

A 当該年度の道府県民税の法人税割の収入額

B 平成二十六年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法第五十一条に規定する法人税割の標準税率によつて各道府県において定めた率

C 地方税法第五十一条に規定する法人税割の標準税率によつて各道府県において定めた率

D 当該年度の法人事業税交付金の交付額

(2) 次の算式により算定した社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号。ロ(2)において「抜本改革法」という。)の施行による当該年度の地方消

費税の増収額

算式

$$\frac{A \times (1 - B)}{\text{算式の符号}}$$

算式の符号

A 地方税法第七十二条の百十六第一項に掲げる同法第七十二条の百十五第二項に規定する合計額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額

B 地方消費税の収入額のうち持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第二章の措置のうち制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に係るもの（ロ②において「社会保障充実分」という。）に活用する額に相当する額を算定するために総務大臣が定める率

ロ 市町村 (1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額（当該額が負数となるときは、零）

(1) 次の算式により算定した平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による当該年度の市町村民税の法人税割の減収額

算式

$$\frac{A \times (B / C) - A}{\text{算式の符号}}$$

算式の符号

A 当該年度の市町村民税の法人税割の収入額

B 平成二十六年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法第三百十四条の四に規定する法人税割の標準税率によって各市町村において定めた率

C 地方税法第三百十四条の四に規定する法人税割の標準税率によって各市町村において定めた率

(2) 次の算式により算定した法人事業税交付金の収入額及び抜本改革法の施行による当該年度の地方税法第七十二条の百十五第二項の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下この②において「地方消費税交付金」とする。）の増収額

算式

$$A + B \times (1 - C)$$

算式の符号

A 当該年度の法人事業税交付金の収入額

B 地方税法第七十二条の百十六第二項に掲げる同法第七十二条の百十五第二項の規定により道府県から交付を受けた額に相当する額

C 地方消費税交付金の収入額のうち社会保障充実に活用する額に相当する額を算定するために総務大臣が定める率

二 当該年度に地方交付税法第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受ける地方公共団体 次に掲げる地方公共団体の区分に応じそれぞれ次に定める額

イ 当該年度の普通交付税の額が前号イ及びロに掲げる地方公共団体の区分に応じ当該イ及びロに定める額に百分の七十五を乗じて得た額に満たない地方公共団体 前号イ及びロに掲げる地方公共団体の区分に応じ当該イ及びロに定める額から当該年度の普通交付税の額を控除した額

ロ 当該年度の普通交付税の額が前号イ及びロに掲げる地方公共団体の区分に応じ当該イ及びロに定める額に百分の七十五を乗じて得た額以上である地方公共団体 前号イ及びロに掲げる地方公共団体の区分に応じ当該イ及びロに定める額に百分の二十五を乗じて得た額